

# 平成 30 年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第 1 回）

日時：平成 30 年 11 月 19 日（月）18 時 30 分～20 時 30 分

場所：関内新井ホール

## 次第

- 1 こども青少年局長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進について
- 4 平成 30 年度の重点取組の進捗状況について
- 5 計画中間年の振り返りについて
- 6 地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業の取組状況について
- 7 その他

### 【配布資料】

- 資料 1 - 1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料 1 - 2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料 2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料 3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進について
- 資料 4 平成 30 年度の重点取組の進捗状況について
- 資料 5 「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」中間年の振り返り（案）
- 資料 6 地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業の取組状況について



## 平成30年度 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

## 【有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表
2	オキノ マサミ 沖 野 真 砂 美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表
3	タナベ ユウコ 田 邊 裕 子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
4	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい代表 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木センター長)
5	ヒグチ マミ 樋 口 真 実	(公益財団法人)横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜北 管理情報課長
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
7	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部 福祉学科 教 授
8	ワタナベ カツミ 渡 辺 克 美	よこはま南部ユースプラザ 施設長

## 【行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	ヨネオカ ユミエ 米 岡 由 美 恵	港南区こども家庭支援課長
2	タカイワ キョウコ 高 岩 恭 子	横浜市竹之丸保育園 園長
3	イトウ ヤスキ 伊 藤 泰 毅	港北区生活支援課長
4	カワジリ モトハル 川 尻 基 晴	こども青少年局 西部児童相談所長
5	ミヤオ ガズロウ 宮 生 和 郎	横浜市立子安小学校 校長

## 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿(H30)

	所 属 ・ 補 職	氏 名
局長	こども青少年局長	齋 藤 聖
部長	こども青少年局副局長(総務部長)	出 口 洋 一
課長	こども青少年局企画調整課長	福 嶋 誠 也
	こども青少年局青少年育成課長	金 子 利 恵
	こども青少年局青少年相談センター所長	内 田 太 郎
	こども青少年局放課後児童育成課長	茨 志 麻
	こども青少年局こども家庭課長	谷 口 千 尋
	こども青少年局こども家庭課児童施設担当課長	安 藤 敦 久
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	畑 岡 真 紀
	こども青少年局障害児福祉保健課長	遠 藤 文 哉
	こども青少年局子育て支援課長	永 井 由 香
	こども青少年局保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	こども青少年局保育・教育人材課長	甘 粕 亜 矢
	政策局政策課担当課長	宮 嶋 真 理 子
	健康福祉局企画課長	平 木 浩 司
	健康福祉局生活支援課長	鈴 木 茂 久
	健康福祉局福祉保健課長	大 濱 宏 之
	係長	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長
教育委員会事務局学校支援・地域連携課長		青 木 邦 男
教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長		石 田 登
こども青少年局企画調整課担当係長		万 年 邦 佳
健康福祉局企画課企画係長		江 原 顕
健康福祉局福祉保健課担当係長	飯 野 正 夫	
健康福祉局生活支援課自立支援担当係長	吉 澤 利 昭	
教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	伊 藤 恵 美	

## 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)  
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

## (目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

## (委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり  
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

## (会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

## (分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

## (謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

## (意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議（分科会を含む）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

## 「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の推進について

## 1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画

## (1) 計画策定の目的

横浜の将来を担う子どもの成長を守り、貧困の連鎖を防ぐことを目的として、実効性の高い施策の展開と支援が確実に届く仕組みづくりを進めるため、平成28年3月に策定しました。

## (2) 計画の対象

## ア 年齢層

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの子ども・若者とその家庭

## イ 状況等

- (7) 現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭  
 (4) 保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭など

## (3) 対象期間

5か年（平成28年度～32年度）

## (4) 計画の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤として据えるとともに、5つの施策の柱に沿って取組を進めます。

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の体系	( )は主な取組例
<b>子どもの貧困対策の基盤</b>	子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進 (乳幼児期の教育・保育の保障と学齢期の全ての子どもに対する教育の充実)
<b>5つの施策の柱</b>	
施策1 気づく・つなぐ・見守る	(学校と区役所等の連携 等)
施策2 子どもの育ち・成長を守る	(ひとり親家庭児童の夕方以降の生活の支援 等)
施策3 貧困の連鎖を断つ	(将来の自立のための高校進学に向けた学習支援 等)
施策4 困難を抱える若者の力を育む	(困難を抱える若者の自立に向けた環境整備 等)
施策5 生活基盤を整える	(生活保護などの生活基盤を支える現金給付 等)

## 【参考】横浜市の子どもの貧困対策に関する主な取組

27年度末に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画(28～32年度)」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

## 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

- ★乳幼児期の教育・保育の保障  
(負担軽減の拡充：市民税所得割額77,100円以下世帯)
- ★私立幼稚園就園奨励補助  
(負担軽減の拡充：市民税所得割額77,100円以下世帯)
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続
- 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】
- 子どもの社会的スキルの向上【教育】
- 食育の推進及び生活環境により昼食の用意が困難な生徒へのハマ弁を活用した支援【教育】

## 子どもの貧困対策の基盤

- ★地域と連携した放課後の学習支援【教育】  
(放課後学び場事業 16校増、累計58校)
- 自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり【教育】
- 発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】
- 登校支援の取組【教育】
- 貧困問題の学校における理解促進【教育】

## 施策1 気づく・つなぐ・見守る

## 1 母子保健施策・地域子育て支援施策

- ★妊娠前から子育て期にわたる相談支援  
(母子保健コーディネーター(仮称)の配置  
モデル3区増(6区))
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施

## 2 学校と区役所等の連携

- 区役所の学齢期対応の窓口の一本化
- ★スクールソーシャルワーカーの体制拡充、カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】
- 高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】

## 3 総合的な児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待防止啓発地域連携事業
- 保育所等での見守り強化
- 児童相談所等の相談・支援体制の充実

## 施策の5つの柱

## 4 生活困窮者への自立支援

- 区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】
- 地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】

## 5 子どもを支える地域の取組の支援

- ★「子ども食堂」等の創設・継続支援  
(地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業)

## 6 困難を抱える若者の相談の機会の充実

- 区役所におけるひきこもり等の専門相談  
(地域ユースプラザ事業)
- ★ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施

## 施策2 子どもの育ち・成長を守る

## 1 子どもの育ち・成長の保障

- ★乳幼児期の教育・保育の保障(再)
- ★私立幼稚園就園奨励補助(再)
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続(再)
- 学齢期以降の子どもの居場所

## 2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

- ひとり親家庭児童の生活・学習支援(モデル事業2か所)
- ★寄り添い型生活支援事業(2区増(12区)、受入拡充1区)
- 日常生活支援事業
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ひとり親家庭等医療費助成
- 就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】

## 施策3 貧困の連鎖を断つ

## 1 学習支援

- ★寄り添い型学習支援事業【健福】  
(受入拡充140人増(950人)、高校中退防止の強化)
- ひとり親家庭児童の生活・学習支援(再)

## 2 進学支援・就学継続支援

- 被保護者自立支援プログラム(教育支援専門員)【健福】
- 高校奨学費【教育】

## 施策4 困難を抱える若者の力を育む

## 1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

- 青少年相談センターにおける相談・支援事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業
- よこはま型若者自立塾における支援

## 2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

- ★施設等退所後児童アフターケア事業  
(居場所の運営等、アウトリーチ型相談支援の実施)

## 施策5 生活基盤を整える

## 1 生活基盤を支える現金給付

- 生活保護【健福】○★児童扶養手当

- ★高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再)
- ★高等職業訓練促進資金貸付事業

## 2 保護者の就労促進

- 被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】
- 母子・父子家庭自立支援給付金事業
- ★母子家庭等就業・自立支援センター

## 3 子育て世帯への経済的支援等

- 児童手当
- 小児医療費助成【健福】
- ★新たな住宅セーフティネット事業【建築】

【教育】教育委員会事務局、【健福】健康福祉局、【建築】建築局  
 無印はこども青少年局所管事業

★は30年度予算の新規・拡充事業





## 平成 30 年度の重点取組の進捗状況 (30 年 9 月末時点)

## 1 困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	取組及び新規・拡充内容	30 年 9 月末の状況
「子ども食堂」等の創設・継続支援 (地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業)	モデル区 (磯子区・港北区) の区社会福祉協議会を相談窓口とし、子ども食堂等の地域の取組に対する新たな助成金や担い手の確保等の活動支援を行い、身近な地域における子どもの居場所づくりを推進するための効果的な支援方法を検討 ○月 2 回以上の取組の創設・拡充に対する助成金【10 万円/団体】 ○啓発講座開催等による人材確保等 ○運営ノウハウ等共有のための団体間の関係づくり 等	①モデル区における取組相談支援の実施、ネットワーク会議の開催、補助金の募集開始 ②市域の取組取組状況調査の実施、関係団体等への手引きの配布、活動団体へウェブサイトへの掲載依頼・掲載開始
ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施 (地域ユースプラザ事業)	支援につながっていないひきこもりの方を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施 ○新規実施 18 回 (各区 1 回)	9 月以降、順次実施

## 2 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	30 年 9 月末の状況
寄り添い型生活支援事業	養育環境に課題がある子どもの生活習慣 (食事、歯磨き、掃除など) の習得及び向上、学習支援 ○実施区数の増 2 区増 (30 年度: 12 区) ○瀬谷区の実施場所を 1 か所増設することによる受入枠の拡大	10 か所 (10 区) にて実施中 延べ利用者数 4,996 人 (4 ~ 9 月) 登録者数 203 人 (9 月末時点)
ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	ひとり親家庭の子ども、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援 (30 年度: 2 か所)	鶴見区・瀬谷区の 2 か所で計 45 回実施。6 世帯 10 人 (延べ 147 人) が利用。(9 月末現在)
寄り添い型学習支援事業 (健康福祉局)	生活困窮世帯の子ども、高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援及び高校進学後の中退防止の取組 ○中学生の受入拡大 140 人増 (30 年度: 18 区 950 人)	① 4 月 ~ 140 人受入枠拡大開始 ② 「高校中退防止」を 18 区で実施 登録者数: 1,051 人 (9 月末現在)
放課後学び場事業 (教育委員会事務局)	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に対する学習支援 (学校等において実施) ○実施校の増 16 校増 (30 年度: 58 校)	58 校での実施が決定

## 3 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等退所後児童のアフターケア」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	30 年 9 月末の状況
施設等退所後児童の居場所の運営等 (就労相談・生活相談の充実)	施設等退所後児童の居場所 (よこはま PortFor) の運営や、就職後のフォローアップ、居住場所等の生活全般にわたる相談支援及び、資格等取得資金・大学進学等の給付金の支給	(9 月末現在) 登録者数 268 人 延べ利用者数 465 人 個別支援 294 件
アウトリーチ型相談支援の実施	居場所の支援コーディネーターの訪問等による継続的な状況把握や児童に寄り添ったサポートなどの自立に向けた支援を実施 ○支援コーディネーターの配置	検討プロジェクトを開催し、支援コーディネーター配置及び継続支援計画作成の流れについて検討

## 4 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等	30 年 9 月末の状況
児童扶養手当	平成 30 年 8 月分から全部支給の所得制限限度額を緩和	【受給者数】 20,382 人 (9 月末時点)
高等職業訓練促進給付金事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、3 年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給 ○支給対象者の拡充 (准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために修業する場合、通算 3 年を上限に支給) ○対象資格の拡大 (㉔ 5 資格 → ㉔ 10 資格)	【給付金支給実績】 (9 月末現在) ○促進給付金 145 件 ○修了支援給付金 2 件 《参考》 平成 30 年度入学者 (新規): 31 件 (内訳) 看護師 23 人、准看護師 2 人、介護福祉士 1 人、保育士 3 人、社会福祉士 2 人
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就労支援をはじめとした自立支援を「ひとり親サポートよこはま」で実施 ○相談支援機能の強化 (就労支援員の区役所派遣回数の増) ○養育費セミナーの回数増 (㉔ 4 回 → ㉔ 6 回)	① 相談支援機能の強化 就労相談員を区役所に月 3 ~ 4 回派遣しているところ、週 2 回の常駐の実施に向け、区及び事業者へのヒアリングを実施。 ② 養育費セミナーの実施 計 3 回: 参加者延べ 41 人 (10 月以降に 3 回実施予定。各回 20 人定員)
母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭の子どもが就学するために必要な経費の貸付 ○大学院を新たに対象として拡大	貸付件数 415 件



「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」中間年の振り返り（案）

資料5

1 計画の進ちょく状況把握のための目標値に関する振り返り

対象	目標	計画策定時の現状値	28年度実績	29年度実績	目標値(32年度)	これまでの取組	今後の取組・方向性
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26年度)	93.6%	95.5%	95.7% (※1)以上	「妊娠の届出」をした妊婦に対しては、看護職が面接を実施し、妊娠に伴う心身の変化や出産前後の支援の有無等を伺うとともに、母子健康手帳や子育てガイドブックをお渡しして、妊婦健診等の受診勧奨や、子育て支援に関する情報をお伝えしました。また、29年度からは、母子保健コーディネーターを3区にモデル配置し、妊娠から産後4か月までの切れ目のない支援を行いました。	32年度に向けて母子保健コーディネーターの全区配置を目指すなど、妊娠期からの相談体制を強化することで「妊娠届出者に対する面接」と、その後の継続的な支援を充実させていきます。
未就学期	保育所等待機児童数	8人 (27年4月)	2人 (29年4月)	63人 (30年4月)	0人 (※1)	地域ごとの保育ニーズを踏まえ、既存資源の最大限の活用や保育所等整備を進め、受入枠を拡大しました。平成30年4月1日時点の待機児童数は、保育所等利用申請者数が過去最大となる中、国の定義見直しにより、平成30年4月から新定義で集計を行った結果、63人となりました。	待機児童解消に向け、引き続き、地域の状況をより詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点的に保育所の整備等を進めるとともに、既存資源を最大限活用し、受入枠を確保します。 保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	53.4% (26年度)	66.6%	66.8%	78.6% (※1)以上	幼児期の保育・教育から小学校教育への円滑な接続を図るカリキュラムのベースとなる「横浜版接続期カリキュラム」を平成29年度に改訂し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校などに配付しました。	幼保小連携推進地区事業や区教育交流事業を充実させ、地域の園と学校で接続期カリキュラムを協働で作成し、実施できるようにします。
小・中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合(26年度)	小:74.2%	小:74.2%	小:76.6%	小:75.0% (※2)以上	人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を発信しました。 また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用ができるよう、校内研修の推進に力を入れました。	これまでの取組同様、人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を各区人権教育推進協議会、人権啓発研修Ⅱ、人権教育だより等で区、市に広く発信していきます。 仲間との良好な関係、集団への積極的な関わりを自ら育む資質・能力を身に付けることができる「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用していきます。また、効果的な活用ができるよう、校内研修や研修指導者の養成に力を入れていきます。
		中:64.2%	中:69.2%	中:67.1%	中:65.0% (※2)以上		
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8% (26年度)	68.6%	68.2%	75.0% (※2)以上	各学校において、外部機関と連携しながら、職業講話や職場体験等を実施することで、将来に夢や希望目標をもてる子どもを育成する自分づくり教育の実践を行いました。	自分づくり教育実践事例集やまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会・パンフレットの配付等により、全市立学校へ情報を発信し、学校の参加を呼び掛ける等の取組により、自分づくり教育の充実を図っていきます。
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	488人 (26年度)	720人	810人	1,200人	中学生の受け入れ人数の拡大のため、各区の実情に応じて受け入れ枠の拡大を進めました。また、平成29年度からは高校中退防止の事業も新たに開始しました。	こども青少年局、教育委員会事務局とも連携を図りながら、各区の実情、生徒や世帯の状況を踏まえた上で区と協力して、受け入れ枠の拡大を進めます。
高校生	市立高等学校における就学継続率(※3)	93.1% (26年度)	93.5%	92.2%	95.0%以上	平成27年度にすべての市立高等学校にスクールカウンセラーを配置しました。また、定時制高校である横浜総合高校には相談ニーズの増に合わせ、28年度から相談時間数を増やしました。	引き続き、生徒の相談にきめ細かく対応できるような体制を維持していきます。
	市立高等学校における卒業時の進路決定率(※4)	97.9% (26年度)	98.0%	98.2%	99.0%以上	すべての市立高等学校でキャリア教育を推進するとともに、定時制高校では「学び直し」講座による基礎学力の向上や、産業カウンセラーの派遣による進路指導の充実を図りました。	引き続き、生徒の進路決定を支援できるような施策を推進していきます。
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082人 (26年度)	1,066人	1,166人	1,500人 (※1)以上	若者自立支援機関等における若者の自立に向けた個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みました。 支援を必要としているにもかかわらず、支援につながらない若者を支援につなげるため、平成29年度から、地域ユースプラザの職員を区に定期的に派遣し、より身近な専門相談窓口を設置しました。また、困難を抱える若者について、広報よこはま等への記事の掲載や、講演会を実施するなど、事業周知を行いました。	引き続き、若者自立支援機関等における本人の状態に応じた段階的支援を行います。 支援を必要としながら支援につながらない若者を支援につなぐために、引き続き、広報に積極的に取り組むとともに、セミナーや相談会など、より身近な地域に出向いた支援を充実させます。
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303人 (26年度)	1,022人 (26年度～3か年累計) 28年度:412人	1,493人 (26年度～4か年累計) 29年度:471人	1,900人 (※1)以上 (26年度～7か年累計)	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就労支援員による一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援の実施のほか、区においても必要に応じて相談やサポートを実施しました。	今後も、ひとり親家庭の個々の状況に合わせた能力開発や就労支援など、伴走型の自立支援を推進していきます。

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値(平成31年度)

※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値(平成30年度)

※3 就学継続率は卒業者数を入学者数で割った値

※4 進路決定率は進路決定者数を卒業者数で割った値





## 2 施策の柱ごとの振り返り

### 【子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進 ～子どもの貧困対策の基盤～】

一人ひとりの発達に応じた未就学期からの育ちの積み重ねを大切に、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障する教育・保育を提供することで、子どもの育ちや学びを支える基盤となる自己有用感や自己肯定感を育みます。

【教育】教育委員会事務局、【健福】健康福祉局、【建築】建築局、無印はこども青少年局所管事業

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○乳幼児期の教育・保育の保障、私立幼稚園就園奨励補助事業	保育所等の利用料及び私立幼稚園就園奨励補助金について、年収約360万円未満相当の多子世帯及びひとり親世帯等の負担軽減を実施しました。	幼児教育・保育の無償化について、国の動向を踏まえ、平成31年10月からの実施に向けた対応を行っていきます。
○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続	保育所保育指針や幼稚園教育要領等の改訂を受け、平成29年度に「横浜市版接続期カリキュラム」を改訂し、幼保小連携の取組の一層の充実を図りました。子ども同士の交流や職員連携が進んだ一方で、地域の園と学校が共同して接続期カリキュラムを作成するには至っていません。	推進地区事業や区教育交流事業を充実させ、地域の園と学校で顔の見える関係をつくり、協働して接続期カリキュラムを作成し、実施できるようにします。
○一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】	各学校において、「横浜市学力・学習状況調査」の結果を基にした分析チャートを活用し、「学力向上アクションプラン」に基づいた授業改善を進めるとともに、習熟度別指導や個別の学習支援を行いました。	「横浜市子ども学力向上プログラム」を改訂し、各学校がより「個」に応じた学習を推進できるような「学力向上アクションプラン」の作成を支援し、今後も学力層を意識した学習支援を組織的に継続していきます。
○子どもの社会的スキルの向上【教育】	横浜プログラム検討委員会において、活用のための校内研修パック及び学級風土チェックシート・支援検討会ワークシートを作成及び発出しました。また、指導者養成研修を開催し、校内や区で研修を実施できる人材養成を推進しました。全市立学校における活用を広めていくことが急務と捉えているため、管理職の理解と協力を得て、学校全体で組織的な取組を推進できるようにしていくことが課題となっています。	実践推進校を募集し、学校単位での活用を推進していきます。また、学校全体の取組を推進していくことで、教育課程に位置づけた取組実践に結び付けていきます。
○食育の推進及び生活環境により昼食の用意が困難な生徒へのハマ弁を活用した支援【教育】	食育実践推進校に指定した市立学校において、食育のモデル的取組を実践し、成果を食育推進研修会等で発信しました。また、平成29年1月から「ハマ弁による昼食の用意が困難な生徒への支援」を実施し、対象の生徒に無償でハマ弁を提供しました。	食育実践推進校については、引き続き小・中・高等学校・特別支援学校20校を指定するとともに、栄養教諭・学校栄養職員の配置がない学校においても食育が推進されるように、食育推進研修会において、実践例を提示しながら市立学校に発信していきます。また、「ハマ弁による昼食の用意が困難な生徒への支援」については、学校・保護者に制度の周知を進めるとともに、区役所の福祉関係部署と連携して必要とする生徒に支援が行き届くように取り組みを進めていきます。
○地域と連携した放課後の学習支援（放課後学び場事業）【教育】	平成28年度より、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない中学生を対象とした学習支援を開始しました。	今後も実施校を拡大し、平成31年度までに67校での実施を目指します。
○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり【教育】	「希望や勇気をもつこと」「個性を伸ばすこと」等を扱った道徳科の学習を通じて、自己有用感や自己肯定感がもてるよう、道徳授業力向上推進校36校(各区小学校1校・中学校1校)における道徳教育の研究推進を実施しました。また、平成29年度から「特別の教科 道徳」を国に先駆けて実施し、「特別の教科 道徳 サポートブック」を作成して、道徳教育の充実・強化に向けて取り組みました。	道徳授業力向上推進校・拠点校の取組を継続するとともに、「考え、議論する」道徳科の充実を通して、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を一層高めていきます。
○発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】	キャリア教育の一環である「はまっ子未来カンパニープロジェクト」等の実施により、社会課題の解決に向けた企業等と連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参画意識を育み、その取組の成果を、学習発表会やパンフレットの作成・配付により、全市立学校に発信しました。	自分づくり教育実践事例集やはまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会・パンフレットの配付等により、全市立学校へ情報を発信し、より多くの学校に参加を呼び掛けていきます。また、はまっ子未来カンパニープロジェクトは、文部科学省の委託事業のため、国費が打ち切られた際にも事業を継続できるよう、協賛金等による財源の確保を図っています。
○登校支援の取組【教育】	不登校児童生徒の社会的自立や登校支援を充実するため、市立小学校にハートフルルームを2か所(南部方面:平成28年度、北部方面:平成29年度)設置し、小学校ハートフルルームは4方面での設置が完了しました。	不登校支援を行っている民間教育施設などとの連携を深め、不登校児童生徒の居場所の選択肢を増やしていきます。
○貧困問題の学校における理解促進【教育】	初任者研修、人材育成マネジメント研修等キャリアステージに応じた研修の中で、子どもの人権、子どもの行動理由となる背景の理解の大切さを伝えました。	「子どもの貧困」をテーマにした研修の企画や、支援機関との連携により、子どもの現実を確実にとらえていきます。

## 【施策1 気づく・つなぐ・見守る】

妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで困難を抱える子ども・若者、家庭に、保育所・幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで支援につなげていきます。また、地域の中で、困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

【教育】教育委員会事務局、【健福】健康福祉局、【建築】建築局、無印はこども青少年局所管事業

### 1 母子保健施策・地域子育て支援施策

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○妊娠期から子育て期にわたる相談支援	妊娠・出産に関する知識の普及啓発や妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん訪問事業、新生児訪問、乳幼児健康診査など、妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援を行いました。	平成32年度に向けて母子保健コーディネーターの全区配置を目指すなど、妊娠期からの相談体制を強化することで、「妊娠届出者に対する面接」と、その後の継続的な支援を充実させていきます。
○地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施	各区にある地域子育て支援拠点において、専任の職員が保護者からの相談に対応し、相談内容や親子の状況に応じて専門機関へつなぐなど、適切な支援につなげました。平成29年度からは、拠点サテライトにおいても実施を開始しました。	多様な相談への対応が可能となるよう、実践に即したフォローアップ研修を実施します。

### 2 学校と区役所等の連携

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所の学齢期対応の窓口の一本化	平成27年度から、区役所における学齢期の相談窓口を学校連携・こども担当ラインで実施する整理がなされ、窓口が一本化されました。	今後も教育委員会とこども青少年局が連携し、区役所における学齢期の相談体制の位置づけ、あり方等を検討していきます。
○スクールソーシャルワーカー・カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】	学校の窓口である専任教諭とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む関係機関との連携を強化し、課題を抱える児童生徒に対する支援を継続的に実施しました。	スクールカウンセラーについては、小中一貫型配置の更なる有効活用を行います。スクールソーシャルワーカーについては、全小・中学校を定期的に訪問できる体制づくりを進めます。
○高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】	平成27年度からスクールカウンセラーを市立高校全校に配置しました。また、産業カウンセラーを28年度及び29年度にそれぞれ定時制高校に2校ずつ配置しました。	カウンセラー配置数の拡充や教職員のスキルアップを図ることを検討していきます。

### 3 総合的な児童虐待防止対策の推進

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○児童虐待防止啓発地域連携事業	児童虐待防止に向けて、区民向けに児童虐待についての理解を深めるための広報・啓発活動を実施しました。また、関係機関と区の連携が進み、個別ケース検討会議の回数が増加しています。	児童虐待相談対応件数は増加しており、区・児童相談所と保育所・学校・警察・医療機関等の関係機関が連携強化を図り、児童虐待の未然防止から早期発見、重篤化の防止、更には再発予防に至るまで、児童虐待対策を総合的に進めます。
○保育所等での見守り強化	児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、公立保育所においては必要となる保育士の配置、民間保育所等については保育士等を確保するための経費の助成を行いました。	関係機関との連携を深めながら、引き続き見守りを行っていきます。
○児童相談所等の相談・支援体制の充実	児童相談所では増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できるように専門性の高い職員の人材育成を実施しました。また、夜間・休日における緊急時の対応の強化を図りました。	児童虐待相談の対応件数の増加及び複雑化・深刻化する児童虐待へ対応できる専門性が高い職員の人材育成と保育園や学校、警察等の他機関との連携を図っていきます。

### 4 生活困窮者への自立支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】 ○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】	区の福祉保健センターに自立相談支援機関(相談窓口)を設置し、区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携を強化して、生活困窮者に対する包括的な相談支援を実施しました。 また、アウトリーチ型の自立相談支援事業の推進として、対象者の早期発見と必要な支援につなぐため、関係機関や地域の身近な相談窓口等とのネットワーク構築を進めました。一方、地域社会から孤立している場合など、潜在的な支援ニーズへの対応が必要となっています。	生活困窮者自立支援については、課題が深刻化する前の段階から早期支援につなげるため、地域ケアプラザをはじめとする地域の身近な相談窓口等とのネットワークを強化し、潜在的なニーズの掘り起こしを行っていきます。

### 5 子どもを支える地域の取組の支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○「子ども食堂」等の創設・継続支援	いわゆる「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくりの推進に向け、効果的な支援方策を検討するため、モデル区(磯子区・港北区)の区社会福祉協議会等を相談窓口とするなど、「子ども食堂」等の創設・継続を支援するモデル事業を29・30年度の2か年で実施しています。	モデル事業で取り組んだ実績や課題を踏まえ、地域における子どもの居場所づくりの市全域での推進に向けた支援に取り組んでいきます。

### 6 困難を抱える若者の相談・機会の充実

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○区役所におけるひきこもり等の専門相談 ○ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施	平成29年度からひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、支援につながっていない若者を支援につなげるため、地域ユースプラザの職員を区役所に定期的に派遣し、より身近な専門相談窓口を設置しました(全区、月2回)。また、30年度から、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施しています。	支援を必要とする若者を早期に発見して、早期に支援につなげるために、引き続き、区役所における専門相談や、地域に出向いたセミナー・相談会を実施していきます。 また、支援につながっていない方を支援につなぐために、広報よこはまや地域情報誌等を活用し、区と連携して広く周知していきます。



## 【施策2 子どもの育ち・成長を守る】

困難を抱える子どもに対して、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供することにより、子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長できるよう、子どもや家庭の子育てを支えます。また、学齢期の子どもの放課後の居場所や青少年の地域の居場所を充実させることで、その成長を支えていきます。さらに、ひとり親家庭等に対する生活面や学習面での個別のサポートを強化することで、困難を抱えやすい家庭の子ども

【教育】教育委員会事務局、【健福】健康福祉局、【建築】建築局、無印はこども青少年局所管事業

### 1 子どもの育ち・成長の保障

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○学齢期以降の子どもの居場所	主に中高生世代の青少年を対象に、自由に活動したり、交流できる居場所を提供するとともに、地域と連携したボランティア活動などの社会参加プログラムを実施することで、青少年が主体的な社会の一員として成長できるよう支援しました。	中高生や保護者へのアンケート調査や各区へのヒアリング等も踏まえながら、効果的な事業展開を図っていきます。

### 2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○ひとり親家庭児童の生活・学習支援(モデル事業)	平成28年度から鶴見区・瀬谷区の2区においてモデル事業を実施し、ひとり親家庭の児童に対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、基本的な生活習慣の習得と健全育成を図りました。	引き続きモデル事業の検証を行い、事業の今後の方向性を検討していきます。
○ひとり親家庭等日常生活支援事業	就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っているひとり親家庭に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援しました。また、未就学児のいる家庭については、保護者が就業のため帰宅時間が遅くなる場合には、定期的な家庭生活支援員の派遣を可能とし、子どもの生活や子育てを支援しました。	実施事業者やヘルパーの確保が難しく、ニーズがあっても対応できない場合があるため、積極的に事業者に周知することで、受託事業者を増やしていきます。
○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給しました。	制度開始から日が浅く認知度が低いため、児童扶養手当受給者への通知とあわせて周知する等により、さらなる周知を行います。
○ひとり親家庭等医療費助成【健福】	健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を助成し、生活の安定を支援しました。	引き続き助成を行うことで、生活の安定を支援します。
○就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】	経済的な理由でお困りの方に対して援助をしました。なお、平成29年度から中学校、30年度から小学校の入学準備費の入学前支給を行っています。	引き続き小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などの援助を行います。
○横浜型児童家庭支援センター	養育支援が必要な家庭・児童等が地域で安定した生活ができるよう、養育相談や一時預かりなどを区役所や児童相談所と連携して行いました。	平成31年度までに18区の設置に向けて取り組んでいきます。

## 【施策3 貧困の連鎖を断つ】

学校での学習だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図ります。特に、将来の社会的・経済的自立につなげるため、困難を抱える中学生に対し、高校進学に向けた学習支援の充実を図り、社会で求められる知識・能力及び社会性等を身に付けることで職業選択の幅を広げます。また、学校や区役所、民間による相談支援や、経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

### 1 学習支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○寄り添い型学習支援事業【健福】	生活保護世帯等の子どもを対象に、学習活動等の支援を行い、学習習慣を身につけ、高校進学を促進することで、高校への進学率向上に寄与しました。また、平成29年度から、進学後のフォローを行うことで、高校中退防止の取組をあわせて実施しました。	平成32年度末までに中学生の受入枠1,200名達成に向けて事業拡大を行います。
○寄り添い型生活支援事業	養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、基本的な生活習慣を身につけるための支援や学習支援を行いました。平成28～30年度にかけて、実施区数を3区拡充し、現在10区で実施しています。	支援を必要とする家庭等に育つ小・中学生が必要な支援を受けられるよう、引き続き事業を拡充していきます。

### 2 進学支援・就学継続支援

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○被保護者自立支援プログラム(教育支援事業)【健福】	区生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等、進学・就学に向けた支援を行いました。	引き続き支援が必要な生活保護受給世帯の支援を行うとともに、高校生世代に対する支援等について関係機関と連携して支援を進めていきます。
○高校奨学費【教育】	経済的な理由や家庭の事情により、高等学校での修学が困難な方へ返還不要の高等学校奨学金の支給や定時制高等学校教科書費の給付などを行いました。	引き続き給付を行うとともに、支給対象者の拡充や支給要件の見直しについて検討していきます。

## 【施策4 困難を抱える若者の力を育む】

地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することにより、これまで支援機関につながらなかった若者を支援に結び付けます。また、専門機関の支援体制の充実により、初期相談からの段階的な支援により自立を促していきます。さらに、専門機関と地域が連携しながら、必要に応じて自立後の支援にも取り組むなど、困難を抱える若者が、地域社会の中で見守られつつ、自立して暮らしていくことができる環境づくりを進め、若者の現在および将来の生活の安定を図ります。

【教育】教育委員会事務局、【健福】健康福祉局、【建築】建築局、無印はこども青少年局所管事業

### 1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○青少年相談センターにおける相談・支援事業	青少年に関する総合的な相談(電話相談、来所による個別相談及び家庭訪問)や青少年の自立及び社会参加の支援(不登校・ひきこもり等の青少年を対象に、対人関係の調整や社会参加を支援するためのグループ活動や宿泊体験、家族セミナーなどによる家族支援等)、青少年の問題に関する情報の提供及び普及啓発、子ども・若者への支援者を対象としてスキルアップ研修の実施に取り組みました。	今後も引き続き、区役所及び地域関係機関との連携を強化するとともに、困難を抱える若者支援に関する情報共有や普及啓発、研修などを通じて、地域の人材の育成にも力を入れていきます。
○地域ユースプラザ事業	地域における青少年に関する総合相談(電話相談、来所相談等)やひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営、社会体験・就労体験プログラム等を行いました。また、平成29年度から、区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談を開始しました。(全区において月2回)また、30年度から、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施しています。	利用者一人ひとりの状態や集団活動の状況などを総合的に判断して対応する必要があるため、新任研修をはじめとする研修の実施や、ユースプラザごとに必要な相談支援を行っていきます。 引き続き、相談支援、居場所運営、社会参加体験事業の充実に取り組むとともに、地域の関係機関や企業等を巻き込んだ事業展開となるよう、地域関係機関等との連携を強化していきます。 また、区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談や地域に出向いたセミナー・相談会の実施により、区役所や地域の関係機関との連携強化につなげていきます。
○若者サポートステーション事業	困難を抱える15歳から39歳までの若者及びその保護者を対象に、就労に向けた総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援しました。また、若者サポートステーションの支援を受けて就職した若者に、就労後の職場定着のためのフォロー等の実施や、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援しました。	景気が拡張局面にあるなど社会的背景の影響を受け、利用者数が伸び悩むといったことがある一方で、現時点でも支援が行き届いていない若者が多くいることが予想されるため、引き続き広報の強化による利用促進を図っていきます。
○よこはま型若者自立塾における支援	長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、農作業等を通じ、低下した体力の回復を図るとともに、合宿型訓練による共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人とのかかわり方の習得など、生活改善に向けた支援を行うことにより、若者の社会的・経済的自立を推進しました。	合宿型訓練は、利用者が利用に際してハードルが高いと感じることが多いため、事前の体験プログラム等を充実させるなど、利用につながる工夫が必要となっています。より利用につながりやすい事業にするため、事業スキーム等を運営事業者と一緒に検討していきます。

### 2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○施設等退所後児童アフターケア事業	児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行いました。	支援コーディネーターにより施設等退所後児童の継続支援計画を策定していきます。

## 【施策5 生活基盤を整える】

現金給付等の経済的な支援により、暮らしを保障するとともに、保護者への就労促進等により、生活自立に向けて支援します。

### 1 生活基盤を支える現金給付

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○生活保護【健福】	生活困窮者に対して、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行いました。	引き続き、支給を行い、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。
○児童扶養手当	平成30年8月分(12月支給)から全部支給所得制限限度額を緩和しました。	2019年11月分から、年6回(隔月)の支給となります。

### 2 保護者の就労促進

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】	区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い、自立を促すとともに、すぐに就労に結びつかない被保護者に対しては、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通じ、就労実現に向けた支援を行うなど、就労への意欲を高める取組を行いました。 また、生活困窮者自立支援制度に基づく、就労を希望する対象者については、上記と同様の支援を自立相談支援員が行いました。	就労を希望する方には、その方の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいきます。また、直ちに就労が難しい方に対しては、段階的な就労支援を引き続き実施していきます。
○母子・父子家庭自立支援給付金事業 ○高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭等の保護者が、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座を受講した場合の受講料の支給や、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための修業期間の生活費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするとともに、より良い条件での就職や転職へつなげました。	他の制度との併給の可否が分かりにくいという声があるため、案内チラシの改善や申請受付業務を行っている区への制度案内方法の改善を行っていきます。
○母子家庭等就業・自立支援センター	ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談・講習会、弁護士等による専門的な相談などを関係機関と連携しながら実施しました。	ひとり親家庭の個々の状況に合わせた能力開発や就労支援の実施を、引き続き検討します。

### 3 子育て世帯への経済的支援等

主な取組・事業名	これまでの取組・実績	今後の取組・方向性
○児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として、当該児童の養育者に手当を支給しました。	今後も適正な審査及び円滑な支給を行い、児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を支援します。
○小児医療費助成【健福】	平成29年4月から通院助成を「小学3年生まで」から「小学6年生まで」に拡大するとともに、小学4～6年生の対象者に対し通院1回500円までの一部負担金を導入しました。	平成31年4月から通院助成を「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大します。
○新たな住宅セーフティネット事業【建築】	賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として横浜市に登録し、民間賃貸住宅への入居を円滑にする制度を開始しました(平成29年10月から登録制度、平成30年9月から家賃補助・家賃債務保証料の補助を開始)。	平成30年10月に設立した居住支援協議会において、子育て世帯、児童養護施設退所者を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化や居住支援の取組を進めていきます。

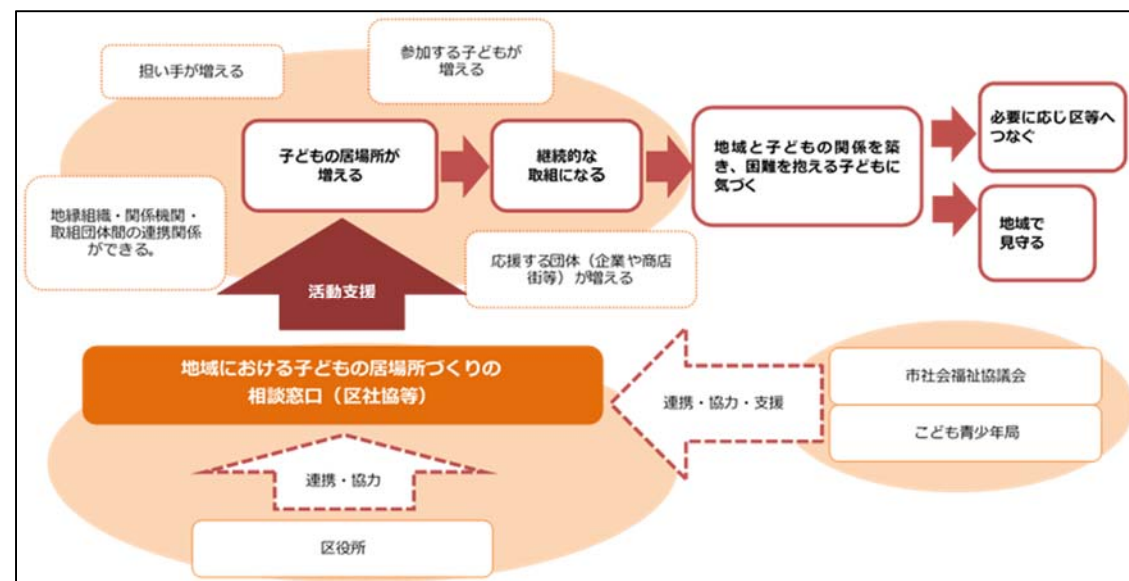


# 地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業の取組状況について

## 1 趣旨・目的

- 国の調査では、平成 24 年の我が国の子どもの貧困率は 16.3%で、子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にあるとされています。子どもの貧困対策を総合的に推進するため、国においては「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が 26 年 1 月に施行され、同年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。
- このような背景の中で、近年いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が新聞報道等でも取り上げられ、全国的にその取組が広がっています。
- 本市では、28 年 3 月に「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」(28~32 年度)を策定し、「子ども食堂」等の地域の取組について、施策の柱のひとつである「気づく・つなぐ・見守る」の推進に関連する施策として位置付けています。
- 「子ども食堂」等の地域住民による居場所づくりの取組は、孤食の防止に加え、担い手との信頼関係の構築や参加者同士の交流等により、子どもにとって安心できる居場所となることが期待されています。また、困難を抱える子どもへの気づきや見守り等につなげるためには、子どもにとって身近なエリアで継続的に開催されることが重要であり、地域の取組の創設・運営の支援に取り組むことが必要です。
- 本市では、地域における子どもの居場所づくりの推進に向け、効果的な支援方策を検討するため、横浜市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）と協力し、磯子区・港北区をモデル区とするとともに、全 18 区の区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）を地域からの相談窓口として、「子ども食堂」等の状況調査や、創設・運営を支援するモデル事業を 29・30 年度の 2 か年で実施しています。

### 【イメージ図】



## 2 地域における子どもの居場所づくりに関する取組状況調査について

区社協が把握する地域における子どもの居場所づくり<sup>※</sup>に関する取組状況の調査を市社協で実施。  
 ※ 原則、地域・民間が主体的に取り組むもので、行政が主導する委託事業や補助事業（【例】寄り添い型学習支援事業、放課後児童クラブ、青少年地域活動拠点事業 など）は除く。

### ◇調査結果の概要【30 年 7 月時点】

《全 体》 ※（ ）内は前年（29 年 7 月時点）の数

○把握数 183 か所（129 か所）

○内 訳 ①子ども食堂等<sup>※1</sup>：111 か所（71 か所） ②学習支援：40 か所（32 か所）

③居場所等<sup>※2</sup>：32 か所（26 か所）

※1 子ども以外も対象とした、いわゆる「地域食堂」を含む。

※2 サロンなどのフリースペース、社会体験の場や、障害児など特定の対象者の居場所など。

### 《「子ども食堂等」(111 か所) の概況》

○実施主体 地域団体・地域ボランティア：60 か所（54%）

社会福祉法人：9 か所（8%）、NPO 法人：18 か所（16%）

○実施場所 地域ケアプラザ：32 か所（29%）、法人施設等：30 か所（27%）、

自治会町内会館等：19 か所（17%）、地区センター：8 か所（7%）、

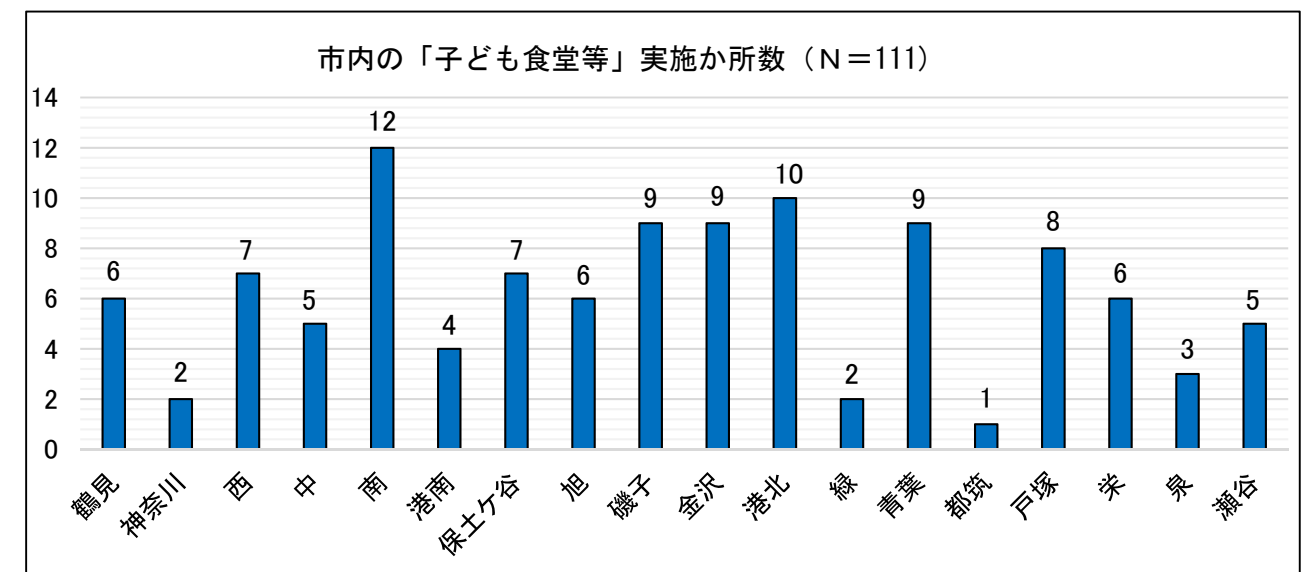
民家：7 か所（6%）、教会・寺院：4 か所（4%）、その他：11 か所（10%）

○開催回数 月 1 回：60 か所（53%）、週 1 回以上：20 か所（17%）、月 1 回未満：18 か所（16%）

（複数回数あり）（※月 1 回以下：78 か所（69%））

○子どもの参加料金 無料：35 か所（32%）、100 円：52 か所（47%）

○区別把握数



### 3. モデル事業におけるこれまでの主な取組内容と成果、現状・課題

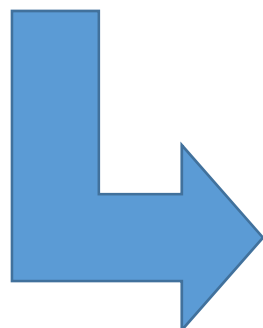
#### (1) モデル2区（磯子区・港北区）における主な取組

取組内容	取組状況・成果等	現状・課題、成果の考察等
<p><b>【①立ち上げ・運営に関する相談支援】</b> 区社協が持つ情報や支援メニュー等の提供、関係機関との調整、活動の周知支援、ボランティア紹介など、居場所づくりの立ち上げ・運営に関する様々な支援を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域支援の実績やノウハウを有する区社協が相談窓口となり、地域の取組を支援することで、着実に子どもの居場所が増えている。</li> <li>より身近な地区単位で地域の福祉保健活動の支援を担う地域ケアプラザを会場として利用する例も多く見られるなど、区社協に加えて地域ケアプラザにおいても子どもの居場所づくりに向けた支援を行っており、相談体制が重層的に構築されている。</li> <li>区社協等が取組団体と地縁組織・関係機関との関係づくりを支援することで、地域内での取組の周知や理解の促進など、立ち上げや継続支援につながっている。</li> <li>モデル事業として区社協を窓口とした相談支援に取り組むことで、モデル2区に限らず、各区における子ども食堂等の相談支援に取り組む基盤づくりにつながっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区の状況に応じて区・区社協・地域ケアプラザ等が協力しながら、地域活動の支援に取り組んでいる状況である。</li> <li>各区の状況や地域の特性が多種多様である中、全区一律の地域支援ではなく、モデル事業で取り組んだ内容や成果等も生かし、各区の状況に応じた支援に取り組む必要がある。</li> <li>子どもにとって身近な居場所となるためには、立ち上げ支援による取組数の増加だけでなく、取組の継続や充実といった運営支援の視点も必要である。</li> <li>新たな取組の立ち上げや取組が継続的なものとなるためには、自治会や民児協、地区社協、地域住民等の理解も含めた地域に根差した取組になることが重要である。支援機関が取組団体との関わりを持ちながら、必要に応じて地縁組織や関係機関との関係づくりなどの支援を行うことも必要である。</li> </ul>
<p><b>【②人材確保や担い手育成に向けた支援】</b> 講座・研修会の開催 ＜主な取組例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(磯子区) 子ども食堂に関心がある方を担い手として育成するためのワークショップ、心理学の面から子どもの発達について学ぶ研修会の開催。</li> <li>(港北区) 子どもの貧困など現状を学び、地域の活動につなげるための連続講座の開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区や地区単位など、身近な地域で市民や地域の福祉活動の担い手向けに研修会や勉強会などを実施することで、参加者が新たに食堂を立ち上げたり、ネットワークづくりにつながるなど、居場所づくりの推進に寄与している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所づくりを推進するためには、相談に丁寧に対応するとともに、関心のある方が具体的に行動を始めるきっかけとなったり、支援が必要な子どもに気付き、関係機関につなぐ視点を持つなどの担い手の育成・スキルアップを図るなど、講座や研修会等の実施など、地域の機運等を捉えアプローチしていく取組も重要である。</li> </ul>
<p><b>【③取組団体間の関係づくり】</b> 取組団体や関係機関等によるネットワーク会議の開催 ＜主な取組例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(磯子区) 子ども食堂ネットワーク連絡会 (年3～4回程度)</li> <li>(港北区) 食の支援に関する意見交換会 (年4回程度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク会議を開催することで、情報交換やノウハウ、課題やニーズの共有など、取組団体や関係機関との交流・連携につながっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体間の横のつながりがあることで、情報交換や協力関係が築かれ、活動団体が取組を継続することへの効果がみられる。</li> <li>各区の取組状況や地域の特性が様々であることを考慮しつつ、子どもの居場所づくりに関するネットワーク会議の開催や充実に向けた取組を進める必要がある。</li> </ul>
<p><b>【④食材等の確保に向けた支援】</b> 寄付の受入やフードドライブ活動の実施 ＜主な取組例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区民祭りや社会福祉大会などのイベント時におけるフードドライブ活動、寄付物品の配分の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>善意銀行などによる寄付の受入・配分のノウハウや地域の福祉活動団体とのつながりがある区社協等により、フードドライブ活動の実施や企業・個人からの寄付を子ども食堂等の団体へつなぐ取組などが行われ、食材の提供支援につながっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食材を安定的に確保し提供するためには、寄付物品の確保及び保管場所、受付・配分のコーディネート、配送費用などの課題がある。</li> </ul>

取組内容	取組状況・成果等	現状・課題、成果の考察等
<p><b>【⑤財政支援】</b> 開催回数の増（月2回以上）などの取組に対する助成金の交付（こども青少年局で受付・交付） ＜助成対象となる取組＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに月2回以上の立上げや既存の活動を月2回以上にする場合に10万円を上限に助成（単年度）。食材費も補助対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30年9月から募集を開始。モデル2区という限定的な実施であり、月2回以上という要件がある補助制度だが、数件問い合わせがあり、申請を検討している取組団体がある状況。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂等については、月1回以下の取組が7割を占めている。回数の増は資金面に加え、場所や担い手の負担感の課題も大きく、月2回以上という要件のハードルが高いという声がある一方、食材費に充当できることへの評価の声を頂いている。</li> </ul>

(2) 市域における主な取組

取組内容	取組状況・成果等	現状・課題、成果の考察等
<p><b>【⑥市民向けの意識啓発・機運醸成】</b> 市民を対象とした講演会・セミナーの開催 ＜主な取組例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域をつなぐ こども食堂～子どものための継続的な活動に向けて～」(29年10月開催：約280名)</li> <li>「私たちの町を子どもたちの居場所に」(30年2月開催：約180名（市社協共催))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的な関心が高まっている中、参加者数も多くあり、またアンケート結果からも満足いただく声が多く、子どもの居場所づくりに関して考えるきっかけとなり、意識啓発や機運醸成につながった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの貧困や子ども食堂等の取組への社会的な関心が高まっている状況を捉え、広く地域の方々による自主的な子どもの居場所づくりを促進していく。また、活動者のモチベーションの維持や、取組団体への寄附活動の広がりに向けて、子どもを取り巻く現状や地域における子どもの居場所の意義などを広く発信し、意識啓発や社会的な機運醸成を図る取組が求められる。</li> </ul>
<p><b>【⑦立ち上げ・運営に関するノウハウの提供】</b> 子ども食堂・地域食堂の手引きの作成・配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関心がある・活動に取り組みたいと考えている方が、今後の取組の参考とできる資料の提供を行った。</li> <li>地域からの相談に対応する際のツールとしても活用できるようにした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、手引きの活用を進めるとともに、必要に応じて掲載内容の見直し・充実を図る。</li> </ul>
<p><b>【⑧情報提供・発信】</b> こども青少年局ホームページ内における、WEBサイトの立ち上げ・運用 ＜サイトの主な内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3つのコンテンツ（「取組を探す」「取組を手伝う・支援する」「取組を新しく作る」）で構成。</li> <li>取材レポート、メッセージの掲載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の子ども食堂等の取組や地域の子どもの居場所づくりに関する情報を広く発信・提供できる媒体の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEBサイトの周知、コンテンツや掲載情報の充実などを図る必要がある。</li> </ul>



**【今後の取組の方向性】**  
モデル事業で取り組んだ内容や成果、現状・課題を踏まえ、次の各段階に応じた支援等に総合的に取り組むことで、地域における子ども食堂等の居場所づくりが市全域で推進されることを目指す。

① 広く市民に向けたアプローチ（機運醸成）

② 関心がある方に向けたアプローチ（立ち上げ支援）

③ 既に活動に取り組んでいる方へのアプローチ（継続支援）

【参考1】取組団体が抱える主な課題（取組状況調査等より）

- <周知> 立ち上げたばかりで参加者が少ない。定員に限りがあり周知範囲が難しい。支援が必要な子どもに情報を届けることが難しい。開催回数が少なく地域に定着しづらい。気軽に来てほしいが参加者の広がりが少ない。
- <財源> 立ち上げに必要な経費に対する助成金制度に関する情報提供。公的な助成金は食材費に使えない場合が多い。
- <人材> ボランティアの高齢化。継続的なボランティアの確保。担い手を増やしたいが、誰でもいいというわけにはいかず確保が難しい。スタッフのモチベーションの維持。
- <場所> スペースが狭く活動に制限が生じる。開催回数を増やしたいが会場の確保ができない。
- <食材> **取組の継続**や開催回数を増やすためには、安定的な食材の寄付を増やす必要がある。
- <連携> 地域との交流が持てていない。団体間の情報交換。  
支援が必要な子どもや子どもの変化に気づいた時の公的機関や学校との連携が必要。
- <その他> 参加者が多く、きめ細やかな対応が難しい。支援が必要な子どもが来ているか分からない。  
子どもとのコミュニケーションや接し方。子ども食堂＝貧困のイメージが付いてしまっている。

【参考2】モデル2区における新たに立ち上がった子ども食堂等の取組について（29年度から現時点まで）

区社協を中心とした支援の結果、新たに立ち上がった「子ども食堂」等の取組は、12か所（磯子区：7か所、港北区5か所）ありました。

	取組内容	名称	実施場所	開始時期
磯子区	子ども食堂	キッチンうめちゃん	新杉田交流スペース	29年8月
	子ども食堂	わいわい食堂	上笹下地域ケアプラザ	29年9月
	子ども食堂	プラザ de ごはん	磯子地域ケアプラザ	29年9月
	子ども食堂	屏風みんなのキッチン	屏風ヶ浦地域ケアプラザ	29年11月
	子ども食堂	こどもすまいる食堂	滝頭地域ケアプラザ	30年3月
	子ども食堂	土ようランチ&カフェ	その他	30年4月
	居場所	森のじどうかん	その他	30年4月
港北区	地域食堂	ダイニング 28	新羽地域ケアプラザ	30年1月
	居場所	たまり BA こづくえ	城郷小机地域ケアプラザ	30年2月
	地域食堂	樽町なごみ食堂	樽町地域ケアプラザ	30年3月
	居場所	検討中（高田未来応援団）	高田地域ケアプラザ	30年9月
	子ども食堂	下田ふれあい食堂	下田地域ケアプラザ	30年9月